砺波市と一般社団法人 東京臨海副都心まちづくり協議会との包括連携協定書

砺波市(以下「甲」という。)と一般社団法人 東京臨海副都心まちづくり協議会(以下「乙」という。) は、相互に連携・協力することに合意し、以下のとおり包括連携協定(以下「本協定」という。) を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が、相互連携と協働による活動を推進し、相互の目指す将来像の 実現及び地域の発展、住民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携事項等)

- 第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。
 - (1) 花と水と緑にあふれたまちづくりに関すること。
 - (2) 持続可能な観光・交流に関すること。
- 2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行う ものとし、具体的な取組み内容は協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

- 第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。
- 2 甲又は乙のいずれかが、本協定の中途解約を希望する場合は、中途解約予定日の 1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を中途解約すること ができるものとする。

(協定内容の変更)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その 都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

- 第5条 甲と乙は、本協定の締結及び実施において知り得た相手方の秘密情報について 事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示し、もしくは漏えいし、又は 本協定以外の目的で使用してはならない。
- 2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

- 第6条 甲と乙は、反社会的勢力(暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は 詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。)と関係を持たない ことを表明し保証する。
- 2 甲と乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。
 - (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
 - (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
 - (3) その他前各号に類似するいかなる行為
- 3 甲と乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して 何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に内容に疑義等が生じたときは、その都度、 甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自 その1通を保有する。

令和7年11月13日

甲 富山県砺波市栄町7番3号

砺波市長(自署)

乙 東京都江東区青海二丁目 5-10 テレコムセンタービル 4 階 一般社団法人 東京臨海副都心まちづくり協議会

理事長 (自署)